インバウンド更新商品約款

第1条(目的)

- 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)が提供するイ を締結した者をいう)と当社との契約条件を定めることを目的と
- する。 本サービスの利用に関しては、本約款に定めのない事項は、イ ンパウンド 外国語版基本プラン定期約款又は掲載サービス約 款が適用される。本約款とインパウンド 外国語版基本プラン定 期約款及び掲載サービス約款の定めが相違する場合は、本約 款の定めが優先して適用されるものとする。

第2条(本サービス)

- 本サービスは以下のとおりとする。
 - ぐるなび外国語版PR文の翻訳 (1)
 - ぐるなび外国語版では、テキスト、画像修正 ぐるなびが外国語版全額、テキスト、画像修正 ぐるなびが外国語版PR文の翻訳 (2)
 - (3)
 - ぐるなび外国語版ページのコピー対応
 - (5) その他更新サービス
- 本サービスの詳細(本サービスの構成または機能等を含むがこ れらに限られない)については、当社が決定し、当社はこれを随 時自由に見直すことができる。

第3条(契約の成立)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、 当社に対し、当社所定の手続に従って申込書(ウェブ上の画面 を含み、以下あわせて「申込書」という)を提出すること(申込の 意思表示することを含む)により本サービスの利用を申込むもの とする。
- 2. 利用希望者は、当社の請求があった場合には、申込書のほか、 当社が必要と判断した書面等の提出に応じるものとする。
- 当社は、利用希望者が第1項の規定による申込みを行ったこと をもって、契約者が本約款の内容のすべてに同意したものとみ なします。
- 当社は、前項の規定により利用希望者からの申込みを承諾す 4 るか否かを決定したときは、その結果を当社所定の方法により 当該利用希望者に通知するものとする。なお、当社は、申込みを承諾しない場合、利用希望者に対してその理由を通知する義 務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができない ものとする。
- 本約款をその内容とする契約(以下「本契約」という)は、当社が 利用希望者の申込みを承認した時点をもって成立するものとす

第4条(利用料金および支払い条件)

- 本サービスの利用料金は、申込書において定める額とする。 契約者は、申込書および当社が別途発行する請求書の記載内 容に従い、利用料金を支払うものとする。

第5条(キャンセル)

契約者は本サービスの申込後に本サービスの利用をキャンセルする場 合、キャンセル料として本サービスの利用料金全額を当社に対し支払う 義務を負うものとする。

以上

制定日 2022年11月22日